

指定居宅介護支援事業所（小岩ホームさわやか相談室）運営規程

（目的）

第1条 社会福祉法人厚生会（以下「事業者」という）が設置する指定居宅介護支援事業所（小岩ホームさわやか相談室）（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援及び指定居宅介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「職員」という。）が、要介護状態等にある者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、配慮して行われるものでなければならない。

2 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 事業の提供に当たっては、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 事業の運営に当たっては、江戸川区その他関係区市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に務めなければならない。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じる。

6 事業所は、事業を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 小岩ホームさわやか相談室
- 二 所在地 東京都江戸川区南小岩6の28の12

(職員の配置)

第4条 事業所に次の職員を置く。

- | | |
|-----------|------|
| 一 管理者 | 1名 |
| 二 介護支援専門員 | 4名以上 |

(職務)

第5条 事業所における職員の職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者は、事業所における介護支援専門員の管理、指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等に規定されている事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- 二 介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族等の意向等をもとに、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日まで
ただし、国民の祝日に関する法律で定められた休日及び年末年始（12月29日から1月3日までを含む。）を除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時まで
ただし、24時間連絡が可能な体制とする。

(身分証書の携行)

第7条 事業者は、介護支援専門員に身分証書を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示させるものとする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用

料を徴収しない。

- 2 第12条で定める通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、区境を越えて事業所から、片道おおむね1キロメートル以上の場合、1キロメートルにつき100円を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(事業の基本的取扱方針)

- 第9条 事業は、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態等となることの予防に資するように行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。
- 2 事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、その改善を図らなければならない。

(事業の提供方法等)

- 第10条 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとする。
- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、居宅サービス計画ガイドラインの方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
 - 3 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
 - 4 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
 - 5 介護支援専門員は、小岩ホーム等で開催するサービス担当者会議、担当者に対する

照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- 6 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について、利用者又はその家族に対して説明をし、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、原則月1回以上訪問又はテレビ電話装置等を用いて利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- 8 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入所又は入院を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- 9 介護支援専門員は、介護保険施設等から退所又は退院しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- 10 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- 11 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 12 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 13 介護支援専門員は、地域包括支援センターが居宅介護支援を行っている利用者や新規利用者において、支援が困難なケースを紹介された場合は速やかにその業務を受託し、また地域包括支援センターとの連携を積極的に図っていかなければならない。

(個人情報保護)

第11条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「社会福祉法人厚生会個人情報保護規程」を遵守し、適切に取扱うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、江戸川区内とする。

(基準の遵守)

第13条 この規程に定める事項のほか指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)に定めるところにより事業を実施することとし、これを遵守するものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに江戸川区、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第15条 事業所は、事業の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により江戸川区が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は江戸川区の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び江戸川区が行う調査に協力するとともに、江戸川区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した事業に係る利用者又はその家族からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を行なった場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、事業所の職員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを江戸川区に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第18条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修

(2) 継続研修

2 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。ただし、準備要介護認定等に係わる準備居宅サービス計画の作成等については、平成11年10月1日から適用する。

改定 令和 3年 4月 1日

附則 (令和4年3月26日)

この規定は、令和4年4月1日から適用する。ただし、第17条中「講じるものとする」とあるのは、令和6年3月31日までの間、「講じるよう努めるものとする」と読み替える。